

人事行政の運営等の状況の公表について

(令和3年度)

川 西 市

川西市の人事行政の運営等の状況の公表について

～はじめに～

人事行政の運営等の状況を市民の皆さんに広くお知らせすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的に、「川西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しています。

公表内容は、条例制定以前から公表している職員給与及び職員数等に加え、職員の勤務条件やサービスの状況など、人事行政の運営等の状況について行っています。

なお、この公表の内容は「広報かわにし みらいふ」の12月号においても掲載していますが、ここでは紙面の都合上で掲載できなかった内容も含め掲載しています。

目 次

1 任免及び職員数に関する状況

- (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由・・・・・・・・・・ 1
- (2) 職員の採用及び退職等の状況・・・・・・・・・・ 1
- (3) 年齢別職員構成の状況・・・・・・・・・・ 2
- (4) 職員数の推移・・・・・・・・・・ 2
- (5) 役職別人員状況・・・・・・・・・・ 3

2 人事評価の状況・・・・・・・・・・ 3

3 給与の状況

- (1) 総括・・・・・・・・・・ 4
 - 人件費の状況
 - 職員給与費の状況
 - 特記事項（給与削減等の取り組み状況）
 - ラスパイレス指数の状況
 - 給与制度の総合的見直しの実施状況について
- (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況・・・・・・・・・・ 8
 - 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
 - 職員の初任給の状況
 - 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
- (3) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況・・・・・・・・・・ 10
 - 一般行政職の級別職員数の状況
 - 国との給料表カーブ比較表
 - 昇給への勤務成績の反映状況
- (4) 職員の手当の状況・・・・・・・・・・ 12
 - 期末手当・勤勉手当
 - 退職手当
 - 地域手当
 - 特殊勤務手当
 - 時間外勤務手当
 - その他の手当
- (5) 特別職の報酬等の状況・・・・・・・・・・ 16
- (6) 公営企業職員の状況・・・・・・・・・・ 17
 - 水道事業
 - 下水道事業
- (7) 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針・・・・・・・・・・ 23
 - 現状
 - 基本的な考え方
 - 取組状況等

4 勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	2 5
1 週間の勤務時間	
一般職の基本的な勤務時間	
(2) 休暇等の種類	2 5
5 休業に関する状況	
(1) 年次有給休暇の取得状況	2 6
(2) 育児休業、介護休暇の取得者数	2 6
6 分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	2 6
(2) 懲戒処分の状況	2 6
7 サービスの状況	
(1) サービスの基本基準	2 7
(2) 地方公務員法に定められている職員の義務等	2 7
(3) 職務に専念する義務の免除	2 7
(4) 営利企業等への従事許可	2 7
8 退職管理に関する状況	
(1) 職員への働きかけの規制について	2 8
9 研修の状況	
(1) 研修の実施状況	2 9
10 福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の健康管理・健康診断実施状況	3 3
(2) 共済組合	3 3
短期給付事業	
長期給付事業	
福祉事業	
(3) 川西市職員互助会	3 3
公費補助・会員負担等について	
各種事業について	3 4
(4) 利益の保護の状況	3 4
11 競争試験及び選考の状況	
(1) 職員採用試験の実施状況	3 5
12 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置要求の状況	3 6
(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況	3 6

1. 任免及び職員数に関する状況（短時間勤務の再任用職員は除く。）

(1) 部門別職員数の現状と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年度	令和3年度			
普通 会 計	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	148	147	1	
		税務	42	41	1	
		労働	3	2	1	
		農林水産	6	6	0	
		商工	7	8	1	
		土木	126	120	6	
		民生	220	230	10	
		衛生	144	143	1	
	計	704	705	1		
計	教育部門	138	132	6		
	消防部門	152	156	4		
	小計	994	993	1		
公 営 企 業 等 部 門	病院	0	0	0		
	水道	39	38	1		
	交通			0		
	下水道	28	29	1		
	その他	48	50	2		
	小計	115	117	2		
合計		1,109 [1,170]	1,110 [1,170]	1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は除いています。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(参考) 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づくフルタイムの会計年度任用職員数
45人(令和3年4月1日時点)

(2) 職員の採用及び退職等の状況(令和2年度)

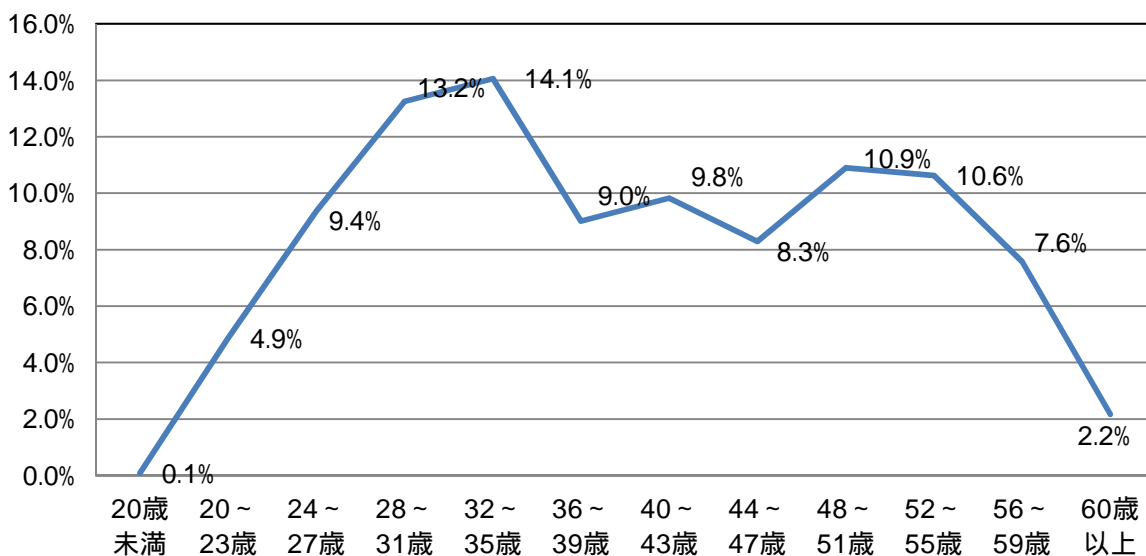
職種	区分	採用	退職				合計
			定年	勸奨	普通	その他	
一般行政職		22	7	6	14	1	28
医療職		4	0	0	1	0	1
福祉職		10	1	0	3	0	4
消防職		4	0	0	0	0	0
企業職		2	3	0	0	1	4
技能労務職		7	1	0	3	1	5
教育職		11	0	0	3	0	3
合計 (構成比)		60	12 (26.7%)	6 (6.0%)	24 (53.3%)	3 (6.7%)	45 (100.0%)

(注) 「その他」には、分限免職、懲戒免職、失職、死亡が含まれます。

(3) 年齢別職員構成の状況

(令和 3 年 4 月 1 日)

年齢別職員構成 (企業会計を含む。)



区分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	1	54	104	147	156	100	109	92	121	118	84	24	1,110

(4) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別 \ 年度	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	640	640	691	704	705	65 (10.2 %)
教 育	143	135	136	138	132	11 (7.7 %)
警 察						0
消 防	148	147	150	152	156	8 (5.4 %)
普通会計計	931	922	977	994	993	62 (6.7 %)
公営企業等会計計	392	386	127	115	117	275 (70.2 %)
総合計	1,302	1,323	1,308	1,109	1,110	192 (14.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(5) 役職別人員状況 (再任用職員、会計年度任用職員を除く。) (令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分 所属	役 職 別 職 員 数																
	部長級		副部長級		課長級		課長補佐級		主査		主任		その他		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
市長事務局	10	0	15	3	50	10	32	10	54	22	63	40	128	111	352	196	548
	2	0	4	0	10	4	3	2	9	3	21	12	0	0	49	21	70
教育委員会事務局	2	0	3	1	10	3	6	22	13	17	10	39	54	118	98	200	298
	0	0	0	1	1	0	3	3	0	1	2	8	0	0	6	13	19
上下水道局	1	0	3	0	4	1	5	0	4	3	14	0	19	10	50	14	64
	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	7	0	0	0	13	0	13
消防本部	1	0	4	0	15	0	23	0	21	2	22	1	60	7	146	10	156
	0	0	0	0	2	0	4	0	4	0	8	0	0	0	18	0	18
市議会事務局	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	6	2	8
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の 行政委員会事務局	0	0	1	1	3	0	0	1	0	1	2	0	1	1	7	4	11
	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2
計	15	0	27	5	82	15	67	33	93	45	112	81	263	247	659	426	1,085
	3	0	6	1	15	4	11	5	14	4	39	20	0	0	88	34	122

所属の上段は、令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数を表します。

所属の下段は、令和 3 年 4 月 1 日付の昇任数を表します。

2 . 人事評価の状況

地方公務員法に基づき、自治体職員の人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度により評価することとなります。

本市においても、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることとしております。

取り組みの状況としては、公平な評価の確保のために評価者を対象とした研修を実施し、評価結果を、昇任、人事異動、人材育成などに活用しております。

3. 給与の状況

現在空欄となっている類似団体・県の状況等は、国の公表後に改めて掲載します。

(1) 総括

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考令和元年度 の人件費率)
令和2年度	人 156,204	千円 71,146,204	千円 756,274	千円 10,648,915	% 15.0	% 17.6

職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 1,018	千円 3,560,854	千円 1,201,375	千円 1,585,345	千円 6,347,574	千円 6,235	千円 6,535

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

3 任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を除いた職員数は991人です。

特記事項

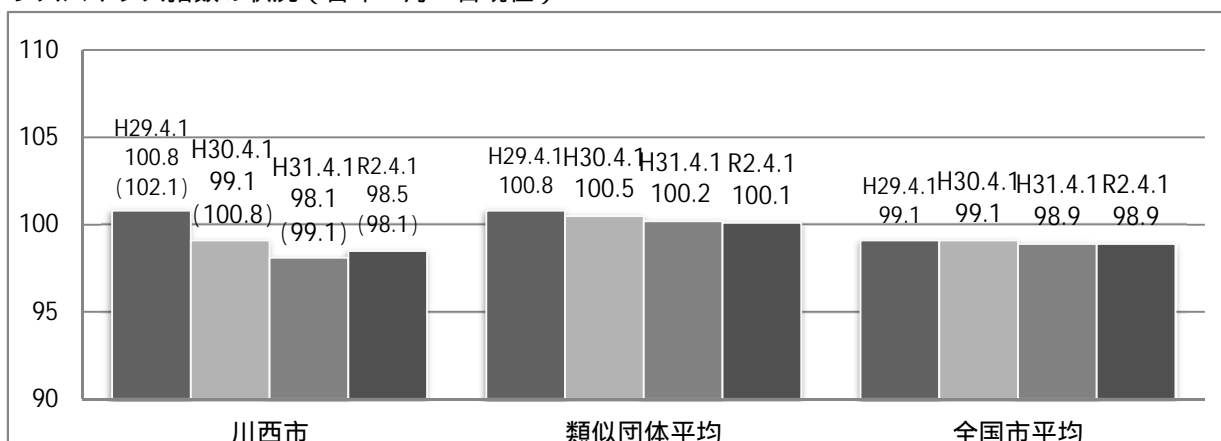
ア 給与削減等の取り組み状況

年 度	特 別 職	一 般 職
平成10年度		・部長・室長職の管理職特別勤務手当の支給凍結(継続中)
平成12年度		・課長職の管理職特別勤務手当の支給凍結(継続中)
平成14年度	・給料及び報酬の減額(平成18年度まで) 市長 : 10%減額 助役 : 7%減額 収入役等 : 5%減額 議員 : 5%減額	
平成15年度	・期末手当の減額(平成18年度まで)	・給料の減額(平成18年度まで) 部長・室長職 : 4%減額 課長・課長補佐職 : 3%減額 主査職以下 : 2%減額 ・課長職以上の期末勤勉手当の減額(平成18年度まで) ・旅費の見直し
平成18年度		・特殊勤務手当の抜本的な見直し ・通勤手当の見直し ・退職時特別昇給の廃止 ・職員互助会負担金の削減

平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（平成26年度まで） 市長：20%減額 副市長：15%減額 教育長等：10%減額 ・期末手当の減額幅を拡大 ・退職手当の減額 市長：50%相当額を減額（平成30年10月まで） 副市長：15%相当額を減額（平成22年6月まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末勤勉手当の減額幅を拡大対象者についても全職員とする ・課長職以上の管理職手当を10%減額（継続中） ・課長補佐職の管理職手当を10%減額（平成24年6月まで） ・課長補佐職の管理職特別勤務手当の支給凍結（平成24年6月まで）
平成20年度		<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 部長・室長職：3.9%減額 課長・課長補佐職：2.9%減額 主査職以下：1.9%減額 ・課長職以上の期末勤勉手当の減額
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減（10% 8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 部長・室長職：3%減額 課長・課長補佐職：2%減額 主査職以下：1%減額 ・地域手当の削減（10% 8%）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減（8% 6%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の削減（8% 6%） ・給料及び管理職手当の減額（12月から） 55歳を超える課長補佐職相当以上の職員：1.5%減額（平成29年3月まで）
平成23年度		
平成24年度		<ul style="list-style-type: none"> ・住居手当その他区分の廃止（6,500円 0円）
平成25年度		<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 部長・室長職：5%減額（平成25年7月から平成28年6月まで） 課長・課長補佐職：3%減額（平成25年7月から平成28年6月まで） 主査職以下：2%減額（平成25年7月から平成28年3月まで）
平成26年度		
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（平成30年3月まで） 市長：18%減額 副市長：13%減額 教育長等：8%減額 	
平成29年度		<ul style="list-style-type: none"> ・住居手当持ち家区分の減額 平成28年度：10,500円 平成29年度：8,400円 平成30年度：6,300円 令和元年度：4,200円 令和2年度：2,100円 併せて、償還金のある者への2,500円加算の新規認定を廃止

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続中） 市長 : 15%減額 副市長 : 10%減額 教育長等 : 5%減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額 部長職 : 3.5%減額 副部長・課長職 : 3%減額 課長補佐職 : 2.5%減額 （平成30年4月から令和5年3月まで） ・住居手当持ち家区分の廃止 【経過措置】 令和元年度 : 4,200円 令和2年度 : 2,100円 令和3年度以降 : 廃止 ・住居手当賃貸区分上限額の減額 平成30年度 : 30,000円 令和元年度以降 : 国と同水準
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の減額（令和4年度まで） ・給料の減額 （令和元年9月から令和元年11月まで） 市長 : 15%減額した額から 更に20%減額 副市長 : 10%減額した額から 更に20%減額 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当の減額 課長補佐職相当以上の職員 : 令和4年度まで 主査職相当以下の職員 : 令和元年度
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額率の増 （令和2年7月から令和2年12月まで） 市長 : 15%減額 20%減額 副市長 : 10%減額 15%減額 	

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の 俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

給料表の見直し **【実施】 未実施**

(実施時期・内容) 平成28年4月1日に、給与総額の削減やラスパイレス指数の改善を目指して給料表を平均4%引き下げることとしました。激変緩和のための経過措置（現給保障）を、課長補佐級以上は平成29年3月31日まで、それ以外の職員は平成30年3月31日まで実施しました。

地域手当の見直し

(支給割合) 国基準と同じ

(実施時期) 平成27年4月1日より実施しました。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は6%、給与改定後は平成27年4月に遡及し8%、平成28年4月1日時点は10%を支給しました。

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	7%	9%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
川西市の支給割合	6%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	41.6歳	305,901円	419,188円	374,651円
兵庫県	43.7歳	328,600円	424,668円	381,559円
国	43.0歳	325,827円	-	407,153円
類似団体	41.8歳	316,706円	421,371円	376,792円

イ 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A / B
川西市	47.5歳	133人	332,526円	420,854円	388,983円	-	-	-	-
うち清掃職員	48.5歳	66人	336,889円	447,052円	386,820円	廃棄物処理業従業員	46.6歳	304,600円	
うち学校給食員	47.7歳	37人	330,881円	401,725円	380,236円	調理士	42歳	268,300円	
うち校務員	45.8歳	13人	336,430円	396,697円	389,143円	用務員	50.3歳	235,200円	
兵庫県	56.3歳	361人	337,500円	404,625円	370,921円	-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	-	328,603円	-	-	-	-
類似団体	51.2歳	106人	327,012円	391,529円	370,023円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
川西市	6,770,625円	-	-
うち清掃職員	7,077,070円	4,236,800円	
うち学校給食員	6,592,649円	3,553,900円	
うち校務員	6,429,123円	3,186,100円	

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成30～令和2年の3ヶ年平均)
- 2 上記の賃金構造基本統計調査の内容は、毎年6月における5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、その対象となる労働者についても、本市の数値には含んでいない臨時的任用を含めた数値となっているため単純な比較はできません。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較についても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川西市	41.3歳	305,875円	376,218円
兵庫県	41.3歳	355,500円	414,785円
類似団体	40.9歳	323,130円	384,751円

エ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川西市	35.6歳	286,248円	391,389円	354,536円
兵庫県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	38.7歳	305,654円	412,741円	363,418円

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		川西市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	151,800円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	146,200円	151,600円	147,900円
	中学卒	-	-	-
教育職 （幼稚園）	大学卒	185,700円	210,800円	-
	高校卒	-	-	-
消防職	大学卒	194,900円	-	-
	高校卒	163,900円	-	-

（注） 技能労務職の初任給は卒業後、直ちに採用される場合の内容です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,286円	363,940円	387,333円	386,192円
	高校卒	222,666円	326,300円	340,300円	376,575円
技能労務職	高校卒	-	295,200円	327,875円	351,025円
	中学卒	-	-	-	-
教育職 （幼稚園）	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	-
消防職	大学卒	274,000円	361,100円	386,500円	-
	高校卒	236,100円	-	-	389,300円

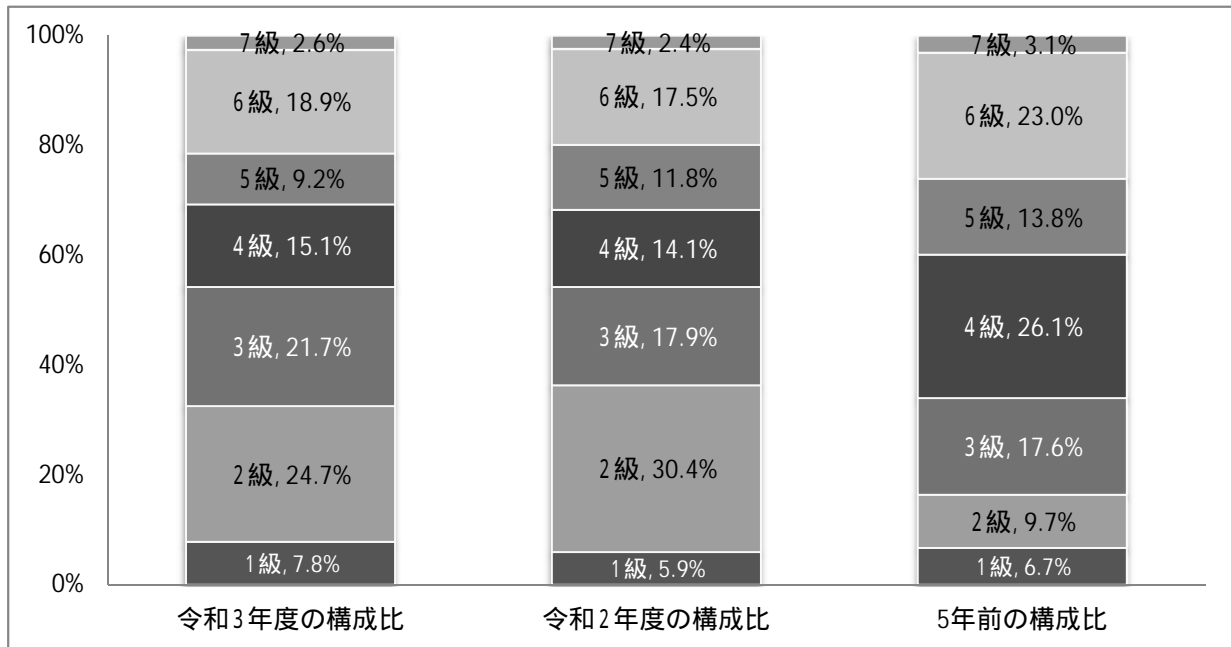
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

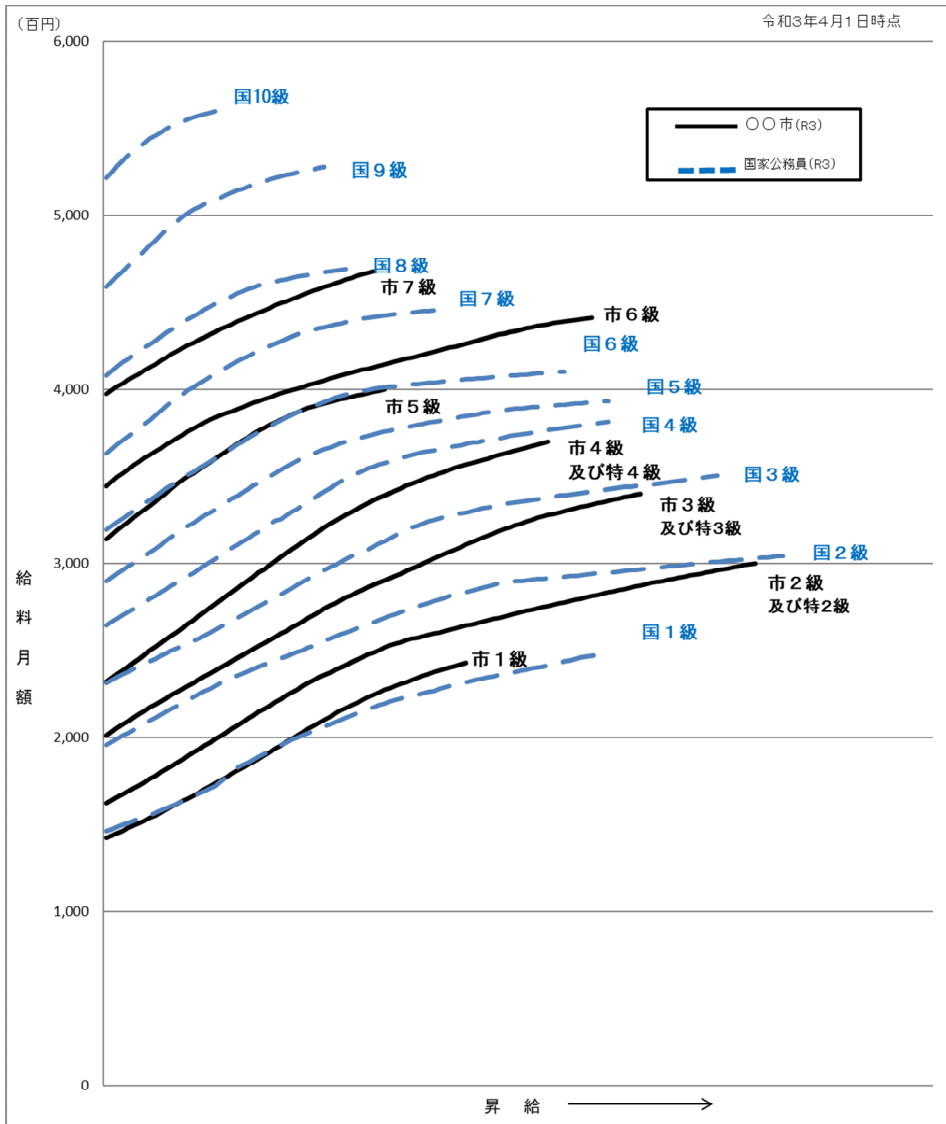
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	13人	2.6%	397,400円	467,500円
6級	副部長及び課長	94人	18.9%	344,200円	440,600円
5級	課長補佐	46人	9.2%	313,900円	399,800円
4級	主査	75人	15.1%	232,100円	369,600円
3級	主任	108人	21.7%	201,000円	339,900円
2級	主事	123人	24.7%	162,000円	300,000円
1級	事務員又は技術員	39人	7.8%	142,200円	242,900円
計		498人	100.0%		

(注) 1 川西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
<input type="checkbox"/> 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

川西市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,572千円	1人当たり平均支給額(令和2年度)	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0%(6月) 0.0~18.0%(12月)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
<input type="checkbox"/> 人事評価を活用していない				
活用予定時期				未定

退職手当(令和3年4月1日現在)

川西市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給はなし)					
1人当たり平均支給額	1,292千円	23,036千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			385,458千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			384,689円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川西市内全域	10%	1,002人	10%
地域手当補正後ラスパイレース指数（ラスパイレース指数）			98.5% (98.5%)

（注） 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

（補正前のラスパイレース指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給基準）により算出。）

特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			32,362千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			73,551円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算）			43.2%	
手当の種類（手当数）			8種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税務職員	市税の滞納繰越分徴収事務に従事した職員（同一税目を1件とする。）	0千円	1件100円
		市税の滞納処分事務に従事した職員	46千円	日額300円
危険手当	右の業務に従事した職員	感染症の防疫（救護処理作業をいう。）に従事した職員	0千円	1回250円
	診療放射線技師	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの（診療放射線技師）	155千円	日額250円
	保健センター勤務職員（診療放射線技師を除く。）	保健センターに勤務する職員で、放射線を人体に照射する業務に従事したもの（その他の職員）	4千円	日額130円
	環境衛生課職員	狂犬病予防注射に従事した職員	0千円	日額250円
	消防職員	結核精神病患者移送の業務に従事した職員	5千円	1件250円
	土木部職員	土木部に所属する職員で道路維持作業又は自転車等撤去作業に従事したものと及び土木部公園緑地課に所属する職員で葉刈り等の作業に従事したもの（汚泥運搬・処理業務を除く。）	179千円	日額500円
	消防職員	高所作業に従事した職員	20千円	1回130円
	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	20千円	日額250円
	右の業務に従事した職員	酸素欠乏危険作業主任者の業務に従事した職員（酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）の規定に基づき酸素欠乏危険作業主任者に選任された者に限る。）	0千円	日額300円

	消防職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保持するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	1,404千円	日額3,000円
	消防職員	上記の内、患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業、または患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業に従事した職員	12千円	日額4,000円
病死取扱手当	福祉事務所職員	病死人の取扱作業に従事した職員（福祉事務所に勤務する者及び腐乱死体等の取扱いをした者に限る。）	3千円	1件700円
出動手当	消防職員	水火災の現場に30分以上出勤し、防御鎮圧に従事した職員（機関員は、1当務につき200円を加算する。）	1,495千円	1回300円
	救急救命士	救急現場に出勤し、救護収容作業に従事した職員（救急救命士。機関員は、1当務につき200円を加算する。）	3,618千円	1回250円
	消防職員（救急救命士を除く。）	救急現場に出勤し、救護収容作業に従事した職員（その他の職員。機関員は、1当務につき200円を加算する。）	1,075千円	1回130円
	右の業務に従事した職員	防災指令に基づき緊急に出勤して業務に従事した職員（帰宅後の再出勤に限る。）	161千円	日額500円
夜間特殊勤務手当	消防職員	消防職員で、午後10時から翌日午前5時までの間の通信受付等の業務に従事したもの（隔日勤務に従事する者に限る。）	300千円	1勤務300円
	土木部職員	夜間工事監督のため、午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯を含む勤務に従事した職員（3時間以上従事したときに限る。）	0千円	1回1,000円
	養護老人ホーム職員	養護老人ホームに勤務する職員で、午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事したもの	0千円	日額300円
業務手当	福祉事務所職員	要保護家庭実態調査及び面接の業務に従事した職員（福祉事務所勤務者に限る。）	883千円	日額200円
	土木部職員	用地取得折しょう業務に従事した職員	41千円	日額170円
	作業長、車両長	作業長及び車両長の業務に従事した職員（管理職手当を支給されている者を除く。）	798千円	月額9,500円
	班長	班長の業務に従事した職員	1,672千円	月額5,500円
	整備管理主任	整備管理主任の業務に従事した職員（整備管理主任として任命された者に限る。ただし、管理職手当を支給される者を除く。）	0千円	月額4,000円
	建築主事	建築主事の業務に従事した職員（建築主事として任命された者に限る。）	180千円	月額5,000円
	美化推進課職員	死獣処理業務に従事した職員	307千円	1件200円
	環境衛生課職員	死獣処理業務に従事した職員（火葬業務に従事したとき。）	0千円	日額200円

	美化推進課職員	市民環境部及び土木部道路管理課に所属する職員で、ごみ又は汚泥の運搬・処理業務に従事したもの	16,302千円	日額950円
	環境衛生課職員	環境衛生消毒及び産汚物収集業務に従事した職員	389千円	日額850円
	環境衛生課職員	火葬場業務に従事した職員	0千円	1体570円
公物管理手当	資産マネジメント課職員、土木部職員	公有財産管理業務のうち、直接相手方との権利関係に介入する業務に従事した職員（3時間以上従事したときに限り、用地取得折しよ業務手当とは併給しない。）	14千円	日額130円
年末年始特別勤務手当	美化推進課職員、消防職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務に従事した職員（3時間以上従事したときに限る。）	3,295千円	日額5,000円

時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	215,451千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	306千円
支給実績（令和元年度決算）	248,504千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	345千円

（注） 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 扶養親族1人につき：6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同じ		106,222千円	239,780円
住居手当	借家居住者：家賃額に応じ：0～28,000円	同じ		80,438千円	120,058円
通勤手当	交通機関利用者：運賃等相当額支給（最高支給限度額は55,000円） 交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円～32,800円	一部異なる	交通機関利用者：国と同じ 交通用具利用者：国は通勤距離の区分に応じ2,000円～24,500円	109,363千円	125,273円
管理職手当	部長職：76,500円 副部長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職：53,500円 主査職：45,500円	異なる	国は、役職に応じ46,300円～139,300円	157,105千円	668,533円

休日勤務手当	国民の祝日に関する法律等による休日の勤務に対し135～160%の時間給を支給	同 じ		46,846千円	153,092円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務及び休日以外の深夜の勤務に対し支給（但し、部長級・副部長級・課長級は災害対応時に限る） 休日 部長・副部長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円 主査職：日額4,000円 6時間を超える勤務は上記日額の150/100を支給 休日以外の深夜 上記日額の50/100を支給	異なる	国は、役職に応じ6,000円～18,000円	3,993千円	56,239円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円とする。	同 じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合月5,000円～15,000円	同 じ		63,620千円	202,611円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等			
		支給額	減額措置前	(参考)類似団体における最高 / 最低額	
給料	市長	834,700円	(982,000円)	1,130,000円 / 702,000円	
	副市長	716,400円	(796,000円)	930,000円 / 691,200円	
報酬	議長	701,000円		724,000円 / 463,000円	
	副議長	629,000円		660,000円 / 420,000円	
	議員	570,000円		606,000円 / 400,000円	
年収	市長	15,057,988円	(18,730,668円)		
	副市長	12,923,856円	(15,182,904円)		
	議長	11,718,616円	(12,155,340円)		
	副議長	10,514,992円	(10,906,860円)		
	議員	9,528,690円	(9,883,800円)		
期末手当	市長	(令和2年度支給割合) 4.4月分			
	副市長				
	議長	(令和2年度支給割合) 4.45月分			
	副議長				
	議員				
退職手当		算定方式		1期の手当額	支給時期
	市長	834,700 × 在職月数 × 0.4 (982,000 × 在職月数 × 0.4)		16,026,240円 (18,854,400円)	任期毎
	副市長	716,400 × 在職月数 × 0.24 (796,000 × 在職月数 × 0.24)		8,252,928円 (9,169,920円)	任期毎
	備考				

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

人件費の状況(水道事業会計決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和元年度 の 総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 2,736,180	千円 87,125	千円 194,309	% 7.1	% 6.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

職員給与費の状況(水道事業会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 40	千円 127,745	千円 32,957	千円 55,447	千円 216,149	千円 5,404	千円 6,045

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

(イ) 特記事項

2 給与の状況、(1)総括、特記事項、ア給与削減等の取り組み状況を参照して下さい。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川西市	38.2歳	300,298円	450,310円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

川西市水道事業会計	川 西 市
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,386千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,572千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0%(6月) 0.0~18.0%(12月)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0%(6月) 0.0~18.0%(12月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和3年4月1日現在)

川西市水道事業会計			川 西 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)	
(退職時特別昇給はなし)			(退職時特別昇給はなし)		
1人当たり平均支給額	0千円	23,425千円	1人当たり平均支給額	1,292千円	23,036千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		13,572千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		339,300円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川西市内全域	10%	40人	10%

(エ) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		315千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		12,600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度決算)		62.5%		
手当の種類(手当数)		4種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納処理手当	経営企画課職員	滞納等に係る水道料金及び下水道使用料を徴収したとき。ただし、1月当たりの支給額は、3,000円を超えない範囲で支給するものとする。	0千円	1件30円
夜間勤務手当	浄水課職員	夜間(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に工事現場等に3時間以上出勤した職員。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	1千円	1回1,000円
	浄水課職員	久代浄水場に勤務する職員で午後10時から翌日の午前5時までの深夜時間帯を含む16時間勤務に従事したとき。	0千円	1勤務1,000円
出勤手当	水道技術課職員 給排水設備課職員	非常若しくは緊急の必要のため、正規の勤務時間(以下この項において「勤務時間」という。)外又は勤務時間から引き続き2時間以上の勤務時間外の出勤態勢をとるよう命を受けたとき。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	314千円	1回800円
年末年始特別勤務手当	浄水課職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に3時間以上勤務に従事したとき。	0千円	1勤務5,000円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	3,638千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	114千円
支給実績(令和元年度決算)	5,258千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	181千円

(注)1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

- 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(カ) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 扶養親族1人につき：6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同じ		2,826千円	176,625円
住居手当	借家居住者：家賃額に応じ：0~28,000円	同じ		4,118千円	171,583円
通勤手当	交通機関利用者：運賃等相当額支給(最高支給限度額は55,000円) 交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円~32,800円	同じ		3,802千円	111,824円
管理職手当	局長職：76,500円 副局長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職 53,500円	同じ		4,260千円	710,000円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務及び休日以外の深夜の勤務に対し支給(但し、局長級・副局長級・課長級は災害対応時に限る) 休日 局長・副局長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円 6時間を超える勤務は上記日額の150/100を支給 休日以外の深夜 上記日額の50/100を支給	同じ		45千円	15,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円とする。	同じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合月5,000円~15,000円	同じ		2,030千円	225,556円

下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

人件費の状況(下水道事業会計決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)令和元年度 の 総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 3,064,552	千円 611,166	千円 215,837	% 7.0	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

職員給与費の状況(下水道事業会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和2年度	人 29	千円 107,600	千円 34,680	千円 49,442	千円 191,722	千円 6,611	千円 5,953

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

(イ) 特記事項

2 給与の状況、(1)総括、特記事項、ア給与削減等の取り組み状況を参照して下さい。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川西市	44.6歳	357,557円	550,925円
団体平均	43.7歳	331,372円	495,629円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

川西市下水道事業会計	川 西 市
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,705千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,572千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0%(6月) 0.0~18.0%(12月)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 0.0~18.0%(6月) 0.0~18.0%(12月)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

川西市下水道事業会計			川 西 市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	
(退職時特別昇給はなし)			(退職時特別昇給はなし)		
1人当たり平均支給額	0千円	23,475千円	1人当たり平均支給額	1,292千円	23,036千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		12,195千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		420,517円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度（支給率）
川西市内全域	10%	29人 10%

(エ) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		123千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		11千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算）		37.9%		
手当の種類（手当数）		5種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納処理手当	経営企画課職員	滞納等に係る水道料金及び下水道使用料を徴収したとき。ただし、1月当たりの支給額は、3,000円を超えない範囲で支給するものとする。	0千円	1件30円
夜間勤務手当	下水道技術課職員	夜間(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に工事現場等に3時間以上出勤した職員。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	0千円	1回1,000円
出勤手当	下水道技術課職員	非常若しくは緊急の必要のため、正規の勤務時間(以下この項において「勤務時間」という。)外又は勤務時間から引き続き2時間以上の勤務時間外の出勤をしたとき及び勤務時間外の出勤態勢をとるよう命を受けたとき。ただし、水防災害指令により出勤した場合は、この限りでない。	85千円	1回800円
業務手当	雨水汚水ポンプ場職員	汚泥の運搬・処理業務に従事したとき。	38千円	1日950円
年末年始特別勤務手当	下水道技術課職員	12月29日から翌年の1月3日までの間に3時間以上勤務に従事したとき。	0千円	1勤務5,000円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	4,748千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	279千円
支給実績(令和元年度決算)	3,809千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	254千円

(注)1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含みます。

- 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(カ) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 扶養親族1人につき：6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は各5,000円加算	同じ		4,635千円	272,647円
住居手当	借家居住者：家賃額に応じ：0～28,000円	同じ		1,692千円	80,571円
通勤手当	交通機関利用者：運賃等相当額支給(最高支給限度額は55,000円) 交通用具利用者：通勤距離が片道2km以上の区分に応じ3,500円～32,800円	同じ		2,846千円	113,840円
管理職手当	局長職：76,500円 副局長職：64,800円 課長職：56,250円 課長補佐職 53,500円	同じ		8,107千円	675,583円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により国民の祝日に関する法律等による休日の勤務及び休日以外の深夜の勤務に対し支給(但し、局長級・副局長級・課長級は災害対応時に限る) 休日 局長・副局長：日額8,000円 課長・課長補佐職：日額6,000円 6時間を超える勤務は上記日額の150/100を支給 休日以外の深夜 上記日額の50/100を支給	同じ		48千円	12,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき4,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円とする。	同じ		0千円	0円
児童手当	中学校第3学年の年度末までの子を扶養している場合月5,000円～15,000円	同じ		2,430千円	220,909円

(7) 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

現状

ア 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員等のデータ

区分	公 務 員					民 間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
川西市	47.5歳	133人	332,526円	420,854円	388,983円	-	-	-	-
うち清掃職員	48.5歳	66人	336,889円	447,052円	386,820円	廃棄物処理業従業員	46.6歳	304,600円	1.47
うち学校給食員	47.7歳	37人	330,881円	401,725円	380,236円	調理士	42歳	268,300円	1.50
うち校務員	45.8歳	16人	336,430円	396,697円	389,143円	用務員	50.3歳	235,200円	1.69
兵庫県						-	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947円	-	328,603円	-	-	-	-
類似団体						-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
川西市	6,770,625円	-	-
うち清掃職員	7,077,070円	4,236,800円	1.67
うち学校給食員	6,592,649円	3,553,900円	1.86
うち校務員	6,429,123円	3,186,100円	2.02

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成30～令和2年の3ヶ年平均)
- 2 上記の賃金構造基本統計調査の内容は、毎年6月における5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、その対象となる労働者についても、本市の数値には含んでいない臨時的任用を含めた数値となっているため単純な比較はできません。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較についても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

イ 給料表、手当、昇給に関する事項

給料表 技能労務職給料表

手当 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、児童手当

昇給基準 一般職員に準じ実施

ウ これまでの給与に関する取り組み

年 度	取 り 組 み 内 容
平成15年度	・ 給料の2%減額（平成18年度まで）
平成16年度	
平成17年度	
平成18年度	・ 退職時特別昇給の廃止 ・ 特殊勤務手当の抜本的な見直し
平成19年度	・ 給与構造改革を実施し、給料水準を平均4.8%引き下げ ・ 枠外昇給廃止 ・ 55歳昇給抑制措置の実施
平成20年度	・ 給料の1.9%減額
平成21年度	・ 給料の1%減額 ・ 地域手当の削減（10% 8%）
平成22年度	・ 地域手当の削減（8% 6%）
平成23年度	
平成24年度	・ 住居手当その他区分の廃止（6,500円 0円）
平成25年度	・ 給料の2%減額（7月から）
平成26年度	
平成27年度	
平成28年度	
平成29年度	・ 住居手当持ち家区分の減額 平成28年度：10,500円 平成29年度： 8,400円 平成30年度： 6,300円 平成31年度： 4,200円 平成32年度： 2,100円 併せて、償還金のある者への2,500円加算の新規認定を廃止)
平成30年度	・ 技能労務職給料表の導入 ・ 住居手当賃貸区分上限額の減額 平成30年度：30,000円 平成31年度：27,000円 ・ 住居手当持ち家区分の廃止 【経過措置】 平成31年度： 4,200円 平成32年度： 2,100円 平成33年度以降：廃止
令和元年度	・ 勤勉手当の減額
令和2年度	

基本的な考え方

今までも業務の委託化や非正規職員化を実施してきたところですが、引き続き検討していきます。

取組状況等

平成30年度より技能労務職員に適用する技能労務職給料表を導入しました。

4. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和3年4月1日現在)

1週間の勤務時間 38時間45分

一般職員の基本的な勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時45分	17時15分	12:00～12:45

(2) 休暇等の種類 (令和3年4月1日現在)

種 類	付与日数	給与支給	
1 年次休暇	1年度につき最高20日	有給	
2 公療休暇	必要と認められる期間		
3 私療休暇	90日以内		
4 生理休暇	必要と認められる期間		
5 妊娠者の通勤緩和	必要と認められる時間(1日1時間の範囲内)		
6 妊娠又は出産者の健康診査及び保健指導休暇	必要と認められる期間		
7 妊娠障害休暇	妊娠から産前休暇が与えられる日の前日までの期間で5日以内		
8 産前休暇	出産予定日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)		
9 産後休暇	出産日の翌日から後8週間		
10 出産補助休暇	2日以内		
11 看護休暇	1年度につき10日以内		
12 子の看護休暇	1年度につき5日以内		
13 短期介護休暇	1年度につき5日以内		無給
14 介護休暇	1年度につき180日以内		
15 介護時間	連続する3年の期間内において1日2時間以内	有給	
16 ドナー休暇	必要と認められる期間		
17 ボランティア休暇	1年度につき5日以内		
18 結婚休暇	5日		
19 育児時間	1日2回各々30分以内		
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日		
21 忌服休暇	物故者の親等数により付与(最高7日)		
22 父母の年次祭祀休暇	1日		
23 組合休暇	1年度につき30日以内		無給
24 夏季休暇	7日以内(7月～9月の間)		
25 リフレッシュ休暇	5日(勤続20年)	有給	
26 育児休業	子が3歳に達する日までの必要期間		
27 育児休業(部分休業)	子が小学校就学の始期に達するまで1日2時間以内	無給	
28 子育て中の職員に対する職務専念義務の免除	小学校就学年度の4月1日から中学校就学の始期に達するまで1日30分以内		
29 妊産婦の休息・捕食に対する職務専念義務の免除	勤務の間、適宜休息・捕食するために必要とされる時間	有給	
30 修学部分休業	必要と認められる時間 (1週間を通じて20時間を超えない範囲で2年以内)		
31 配偶者同行休業	必要と認められる期間(3年以内)	無給	
32 自己啓発等休業	必要と認められる期間(3年以内)		

5. 休業に関する状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(令和2年度)

年間取得日数	11.7
--------	------

(2) 育児休業、介護休暇の新規取得者数(令和2年度)

	男性	女性	合計
育児休業	6	24	30
介護休暇	2	0	2

6. 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(令和2年度)

(単位:件)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	62	0	62
職に必要な適格性を欠く場合	1	0	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	1	0	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	1	1	62	0	64

(注) 休職者の件数は延べ数を表します。

(2) 懲戒処分の状況(令和2年度)

(単位:件)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長事務局	2	3	1	0	6
教育委員会事務局	0	1	0	0	1
上下水道局	0	0	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0
その他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0
合 計	2	4	1	0	7

7. 服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職員が職務に服する場合に守らなければならない義務や規律のことで、その根本基準は地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められています。

(2) 地方公務員法に定められている職員の義務等

服務に関する具体的な義務等として、地方公務員法において次のとおり定められており、これらに違反した職員に対しては懲戒処分が行われることがあります。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

信用失墜行為の禁止

秘密を守る義務

職務に専念する義務

政治的行為の制限

争議行為等の禁止

営利企業等の従事制限

(3) 職務に専念する義務の免除

職員には、職務に専念する義務が課せられていますが、条例で定める次の事由に該当する場合は、当該義務が免除されます。

研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

その他任命権者が特に認めた場合

(4) 営利企業等への従事許可

職員は、報酬を得て事業や事務に従事できないなど営利企業等への従事が制限されていますが、次の諸点から考慮して任命権者が許可をした場合に限り、営利企業等に従事することができます。

職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

当該営利企業と市との間で利害関係を生じるおそれ無く、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと

職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと

8. 退職管理に関する状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日）に伴い、本市を退職し企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止等が新たに同法に規定されました。

本市では、再就職者による現職職員への働きかけ等を規制した「川西市職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでおります。

（1）職員への働きかけの規制について

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と川西市との間の契約・処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています

なお、規制対象および禁止行為は下表のとおりです。

規制の対象者	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定（最終決裁権者）した契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間の定めなし
課長級以上の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に課長級以上の役職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

9. 研修の状況

研修の実施状況

地方分権の時代において、自らの責任と権限のもとで、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応していくことができる職員の育成を図ることを目的として研修を実施しており、研修の実施状況は「研修実績」のとおりです。

令和2年度研修実績（市独自研修・派遣研修詳細）

1 市独自研修

344

(1) 階層別研修

288

区分	研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
新任職員	初任者研修(春期)	(対象) 令和2年度新規採用職員 (目的) 初任者として必要な知識・技能の習得及び態度の変容を図る。 (内容) 「組織と仕事」「接遇」「施設学習」「人権・男女共同参画」他	4/1-3 4/6-8	6	60	
	初任者研修(秋期)	(対象) 令和2年度新規採用職員 (目的) 条件付採用期間を経過したこの時期に、市職員としての一層の自覚を深め、職務に対する意欲の向上を図る。 (内容) 「障害者差別解消法」「接遇」「人権問題・男女共同参画」	11/20	1	40	
初級職員	2年目研修	(対象) 令和元年度採用事務・技術職員 自治研修所の若手職員研修に派遣予定。	12-2月	2	0	新型コロナウイルスの影響により中止
		(対象) 令和元年度採用事務・技術職員 (目的) 行政実務を行う上で基本となる内容についての研修を実施し、自ら能力・知識の向上していくことのできる職員を養成する (内容) 「法令実務能力向上研修」	7/3	1	0	新型コロナウイルスの影響により中止
一般職員	3年目研修	(対象) 平成30年度採用事務・技術職員 (目的) 採用後3年目を迎え、より質の高い仕事を効率的に遂行するために、必要な知識やスキルを学ぶ (内容) 「働き方向上研修」「政策形成入門研修」	7/10 8/26	2	0	新型コロナウイルスの影響により中止
		(対象) 平成30年度採用事務・技術職員 (目的) まちづくりのパートナーであるNPOの活動状況や行政に期待している役割等について認識を深め、意識改革を図る (内容) 「NPOとの意見交換会」	未定	1	0	新型コロナウイルスの影響により中止
中堅職員	チームリーダー研修	(対象) 別に定める基準に該当する職員 (目的) 監督職をめざす立場として必要な知識を習得し、実務遂行上のリーダーとしての能力を養う (内容) 「監督職をめざす立場としてなすべきこと」	12/17・18	1	76	
監督職員	新任主任研修	(対象) 令和2年4月1日付で主任に昇任した職員 (目的) ポストコロナの視点において、実践的な政策形成を考える機会とする (内容) ポストコロナ働き方研究会	8月-11月	-	57	ポストコロナ働き方研究会にて代替
	新任主査研修	(対象) 令和2年4月1日付で主査に昇任した職員 (目的) ポストコロナの視点において、実践的な政策形成を考える機会とする (内容) ポストコロナ働き方研究会	8月-11月	-	14	ポストコロナ働き方研究会にて代替
	組織マネージャー研修	(対象) 別に定める基準に該当する職員 (目的) 管理職をめざす立場として必要な能力の養成を図る (内容) 「管理職をめざす立場としてなすべきこと」	12/17	1	14	
管理職員	新任課長補佐研修	(対象) 令和2年4月1日付で課長補佐職に昇任した職員 (目的) 管理職として求められる基礎的知識の修得と政策形成能力の向上を図る (内容) 「議会の仕組みと流れ」「国・地方の行政運営」「市の政策形成の流れ」他	6/30・7/2 7/7・7/9 7/14	5	15	オンライン開催
	新任課長研修	(対象) 令和2年4月1日付で課長職に昇任した職員等 (目的) 新任課長がメンタルヘルスの基礎知識を習得し、所属職員へのラインケアと指導ができるようになる。 (内容) 「ラインケア」	11/16	1	12	

(2) 特別研修

56

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
経済財政運営と改革の基本方針研修	(対象) 副部長級職員 (目的) 国の予算や重要政策の方針への理解を深めることにより、日頃の業務に活かすことを目的とする。 (内容) 経済財政運営と改革の基本方針を読む	7/28 8/4	1	31	
参画と協働のまちづくり研修	(対象) 未定 (目的) 参画と協働の意味を理解し、参画と協働の視点を今後どのように仕事に取り入れていくべきかを考えるきっかけとする (内容) 未定	-	-	0	未実施
技術職員研修	(対象) 技術職員(土木、建築、機械、電気、化学等) (目的) 技術職員に求められる意識や知識、実務上の要点を習得し、「プロ意識」を持った技術職員を育成する (内容) 未定	-	-	0	新型コロナウイルスの影響により中止

新規採用職員指導者OJT研修	(対象) 新規採用職員指導者 (目的) 新人指導者としての役割を理解し、育成に対する意欲向上、効果的なOJTスキルの習得を図る (内容) 「人材育成制度の説明」「指導者の役割」他 「指導者の振り返り」「後期の育成方法と主体性を伸ばす指導スキル」他	4/13 10/15	2	0	新型コロナウイルスの影響により中止
人材育成制度研修 (評価者対象)	(対象) 会計年度任用職員の評価者となる職員 (目的) 制度の目的、概要についての理解を深めるとともに、評価者として必要な実践的なスキルの習得を図る (内容) 「目標管理手法」「業務と並行した面接のスケジュール管理」他	5/12	1	0	新型コロナウイルスの影響により中止
病院事務職転職者向け研修	(対象) 病院事務職転職者 (目的) 会議における効果的な説明方法やファシリテーションの手法を学ぶ (内容) 「会議力向上研修」	7/9	1	0	新型コロナウイルスの影響により中止
会計年度任用職員研修	(対象) 会計年度任用職員 (目的) 会計年度任用職員として必要な知識・技能の習得を目的とする (内容) 未定	-	-	0	新型コロナウイルスの影響により中止
川西テーマ研修	(対象) 新任副部長、課長級1年目及び2年目、課長級以上の受講希望者 (目的) 管理職員が組織運営を行う上での生産性向上等の重要性について認識を深めるとともに、組織力の向上について考える機会とする (内容) ダイハツの生産性向上や商品力、競争力の強化を実現した経営改革の取り組みについて	1/26	1	25	

(3) 人権研修

0

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
男女共同参画職員研修会	(対象) 職員 (目的) 職員のジェンダー問題への認識を深め、職務上での男女共同参画の視点を養う (内容) 未定	-	-	0	新型コロナウイルスの影響により中止

2 派遣研修

68

(1) 兵庫県自治研修所

9

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
行政法(基礎・争訟)研修	(対象) 行政争訟に関する基礎的知識、実践的能力を習得する必要がある職員 (目的) 基礎 行政法の基礎的な知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る 争訟 行政争訟に関する知識を学ぶとともに、近年増加する自治体に対する訴訟の動向を理解し、実際の争訟に的確に対応できるよう実務能力の向上を図る (内容) 基礎「行政法の特徴」他 争訟「自治体訴訟の実務」他	3/11・12	2	3	県職員と合同
民法研修	(対象) 民法の知識を習得する必要がある者 (目的) 民法実務に関する演習等を通じて、民法の理解を深めつつ法務能力を培い、職務遂行能力の向上を図る (内容) 「民法の意義と法体系」「契約」「所有権」他	3/9・10	2	2	県職員と合同
女性リーダー育成研修	(対象) 管理職及び監督職にある女性職員 (目的) 管理・監督職の女性職員が、ともにワークライフバランスや実務上の課題を共有し、自身が目指すリーダー像について考えるとともに、さらなるキャリアアップに向け、リーダーとして必要な資質やスキルの向上を図る (内容) 「女性リーダーに期待されるマネジメント」「女性リーダーへの期待」他	7/28 8/28	2	2	県職員と合同
クレーム対応力向上研修 (窓口対応編)	(対象) 窓口等の現場においてクレーム対応に携わる機会が多く、その対応力の向上が要請される者 (目的) 窓口でのクレームに対する基本的な対応のスキルを学び、初期段階からの対応力向上を図る (内容) 「クレームの現状」「クレームの対応法」	2/17・24	1	2	オンライン開催

(2) 兵庫県市町振興課

12

研修名	コース名	内容	実施月(日)	日数	受講者数	備考
実務担当者研修	市町栄典事務担当職員研修	「栄典制度の概要について」他	6/30	1	3	オンライン開催
	交付税担当職員等研修	「交付税の現状と課題について」他	8/5・6	2	1	
	給与事務担当職員研修	「人事機関と給与の勤告制度」他	9/3・4	2	3	オンライン開催
	地方公会計基礎研修	「地方公会計の活用について」他	10/19	1	1	
	法制執務担当職員研修	「法令の形式・例規の種類」	10/28	1	4	オンライン開催

(3) 兵庫県市町村振興協会

29

研修名	コース名	内容	実施月(日)	日数	受講者数	備考
パソコン研修	中級コース	「ワード」「エクセル」他	10月~2月	2	16	
	上級コース	「ワード」「エクセル」他	1月~3月	2	4	
	エクセル応用コース	「データベースとマクロ」他	11月~2月	1	5	
	アクセス一般	「データベースの設計と作成」他	10月~12月	2	3	
	アクセス応用	「クエリの活用」他	12月~1月	2	1	

(4) 阪神7市1町交流受け入れ研修

0

研修名	コース名	内容	実施月(日)	日数	受講者数	備考
新型コロナウイルスの影響により開催なし。						

(5) 市町村アカデミー

0

研修名	対象	目的	内容	実施月(日)	日数	受講者数	備考
広報の効果的実践	推薦職員	専門知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る	「自治体広報の課題と展望」「広報紙の企画・取材のポイント」他	9/1-9	9	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り

(6) 全国市町村国際文化研修所

7

研修名	対象	目的	内容	実施月(日)	日数	受講者数	備考
市町村税徴収事務	推薦職員	専門知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る	「地方税法(総則)」「財産の調査・差押え」「滞納整理」他	7/28-8/7	11	2	
自治体財政運営の理論と実際 自治体財政診断のノウハウ			「地方公共団体の財政マネジメントの推進」「財政診断の考え方」他	8/5-7	3	2	
固定資産税課税事務(家屋)			「固定資産税と不動産登記制度」「木造家屋評価実務」他	8/18-8/28	11	1	
住民税課税事務			「市町村税の現状と今後の動向」「住民税総論」他	10/20-30	11	1	
使用料等の債権回収			「自治体債権管理・回収の法的知識と回収業務の流れ」他	10/26-30	5	1	
固定資産税課税事務(土地)			「固定資産税の現状と今後の動向」「地方税法総則・固定資産税総論」他	6/16-24	9	0	新型コロナウイルスの影響により中止
自治体の自律的な財政運営 -制度と最新の動向-			「地方財政のマクロの動向」「財政担当者に求められる基本知識」他	9/7-9	3	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り
これからの自治体業務改革 -制度の動向と先進事例-			「スマート自治体への転換に向けて」「RPAの活用による業務時間の削減」他	9/14-16	3	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り
中堅職員リーダー研修			「これからの自治体運営」「ウイズコロナ時代の働き方とリーダーシップ」他	10/7-9	3	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り
自治体職員のための マーケティングの基本			「自治体におけるマーケティング戦略とは」「ペルソナ」の検証」他	11/4-6	3	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り

(7) 国土交通大学校

0

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
住宅総合政策/住宅管理 住宅管理コース	(対象) 住宅・建築行政に関する業務を担当し、住宅行政関連の業務経験を概ね1年以上有している者 (目的) 住宅政策に関する総合的な専門知識の修得及び政策の企画立案能力の向上を図る (内容) 「交付金制度と公的住宅の維持管理・更新」「住まいと福祉の連携」他	5/13-22	10	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り
公園・緑化	(対象) 地方整備局の係長又はこれと同等の職にある者並びにこれらと同程度の能力を有すると認められる者 (目的) 都市公園・都市緑化行政に関する基本知識、幅広い意識とビジョンの涵養及び最新の専門知識の修得を図る (内容) 「公園緑地制度」「緑のまちづくりのための都市計画制度」他	5/11-22	12	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り

(8) 全国建設研修センター

0

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
地域の浸水対策	(対象) 雨水排水対策関係の業務に携わる者 (目的) 近年頻発しているゲリラ豪雨等による浸水被害に対して、地域における総合的な雨水排水対策を推進するために必要な幅広い事業施策に関する知識を修得する (内容) 「交付金制度と公的住宅の維持管理・更新」「住まいと福祉の連携」他	5/19-22	4	0	新型コロナウイルスの影響により派遣見送り

(9) 日本経営協会(NOMA) 行政管理講座

11

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
地方公営企業における 消費税・会計処理の すずめ方	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「消費税の概要」「特定収入がある場合の仕入税額控除」他	7/21・22	2	2	
住民税の課税実務 2部: 法人住民税	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 法人住民税、他	9/18	1	1	
改正民法と地方自治体の 実務対応	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「民法の全改正項目の概説」「改正民法と自治体業務」他	9/29・30	2	2	
土木工事技術検査の 具体的な進め方	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「工事検査の心構え」「検査の種類」「具体的な進め方」	10/6・7	2	1	
滞納整理実務 (中級)講座	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) <1部>「滞納処分根拠規定」他 <2部>「滞納義務の承継」他	11/18-20	3	1	
自治体監査の 実務ポイント・ノウ ハウ修得セミナー	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「地方自治体監査制度の基礎」「監査の種類と実務」他	11/19・20	2	1	
公有財産管理の 法律事務と対策	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「公有財産管理の法律と諸問題」「行政財産管理の実際」「公有財産の有効利用」	12/1・2	2	1	
滞納整理における 納付折衝・交渉力向上講座	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「相手を納得させる手法」「交渉の戦略を立てる」「徴収折衝の実践」	12/10・11	2	1	
公共施設等 マネジメントの計画と実践	(対象) 新規事業または人事異動のため、早急に職務内容を習得しなければならない職員 (目的) 行政運営に関わる職員の専門的能力の向上を図る (内容) 「公共施設等の老朽化をめぐる状況」「公共施設等の維持・更新と財務手法」他	3/3・4	2	1	

3 福利厚生事業共同実施研修

(10) 職場の元気アップ研修

0

研修名	概要	実施月(日)	日数	受講者数	備考
新任課長研修内で「ラインケア研修」を実施					

10. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理・健康診断実施状況

項目	概要
定期健康診断・特定業務従事者健康診断	職員を対象に年1回実施。(特定業務従事者職員は年2回)
特別健康診断	消防職員特別健康診断・VDT作業従事者健康診断などを実施。
医師による面接指導	長時間勤務職員や職員健康診断等の結果、産業医面談が必要とされた職員に対し、毎月3回、医師による面接指導を実施。
新規採用職員健康診断	新規採用予定者を対象に実施。
メンタルヘルス相談	外部の専門家による相談を随時実施。
ハラスメントに関する相談	外部相談機関の相談員及び職員による相談を随時実施。

(2) 共済組合

兵庫県市町村職員共済組合等に加入しており、主な事業は次のとおりです。

短期給付事業

組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行う事業です。

長期給付事業

組合員の退職・障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行う事業です。

福祉事業

組合員とその家族の健康保持増進のための事業や保養施設の運営、臨時の支出に対する貸付を行う事業です。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

兵庫県市町村職員共済組合 <http://www.h-kyosai.or.jp/>

公立学校共済組合兵庫支部 <http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>

(3) 川西市職員互助会

公費補助・会員負担等について

令和3年度予算	互助会予算額	39,153千円
	公費補助	福利厚生費等を会員数で按分
	会員負担	給料月額×3.0/1,000
	会員数	1,501人(令和3年4月1日現在)

各種事業について

	項 目	内 容
給付事業	療養補助金	会員が病気やケガで休職となったとき
	病気見舞金	会員が病気やケガで勤務できなかったとき
	障害見舞金	会員がケガ又は身体障害者となり退職したとき
	弔慰給付金	会員及びその親族が死亡したとき
	脱退給付金	会員が退職又は死亡したとき
	罹災見舞金	会員が水火、震災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき
	分娩見舞金	会員及び会員の配偶者が出産したとき
	入学祝金	会員の子が入学したとき
	結婚祝金	会員が結婚したとき
	結婚25年記念祝金	会員期間5年以上の会員で、結婚25年に達したとき
	特例給付金	会員期間5年以上の会員で、単身者の会員が満50歳に達したとき
	リフレッシュ給付金	会員がリフレッシュ休暇を取得したとき
福利厚生事業	レクリエーション事業の委託、クラブ活動助成、生きがいづくりセミナー、献血の実施、教養講座の開催、職員作品展の開催、各種あっせん	

給付事業は会員掛金のみで運営し、福利厚生事業は補助金を含みます。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会（公平委員会）に対して地方公共団体の当局により適切な処置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会（公平委員会）に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの状況は、12. 公平委員会の業務の状況の(1)及び(2)のとおりです。

1.1. 競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況

年度	試験日	試験問題区分	職種	募集 人数	申込 者数	受験 者数	合格 者数	競争率
令和2年度 実施	7月12日	大学卒程度	事務職	10人	188人	173人	19人	9.1
	8月9日	資格技術	保健師	1人	9人	9人	3人	3.0
	9月20日	高校卒程度	事務職(障がい者 対象)	1人	22人	18人	1人	18.0
	9月20日	大学卒・高専卒 程度	土木技術職	若干名	11人	9人	2人	4.5
	9月20日	高校卒程度	技能労務職	1人	9人	9人	1人	9.0
	9月20日	大学卒・高専卒 程度	建築技術職	若干名	12人	12人	4人	3.0
	9月20日	大学卒程度	消防職	4人	22人	18人	2人	9.0
	9月20日	高校卒程度	消防職		22人	21人	2人	10.5
	1月10日	資格技術	幼稚園教諭・保育 士など	若干名	15人	13人	4人	3.3
	1月10日	資格技術	調理師	1人	10人	9人	1人	9.0

12. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況(令和2年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(令和2年度)

該当なし